

平成29年度 第2回  
北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議  
調整会議

参考資料：第2回 介護保険に関する会議 資料

平成29年11月14日（火）

北九州市保健福祉局

# 本市における第7期介護保険料算定の考え方について

## 1. 第7期介護保険料の算定に必要な推計について

### (1) 「第1号被保険者数（65歳以上）」と「要介護認定者数」の推計

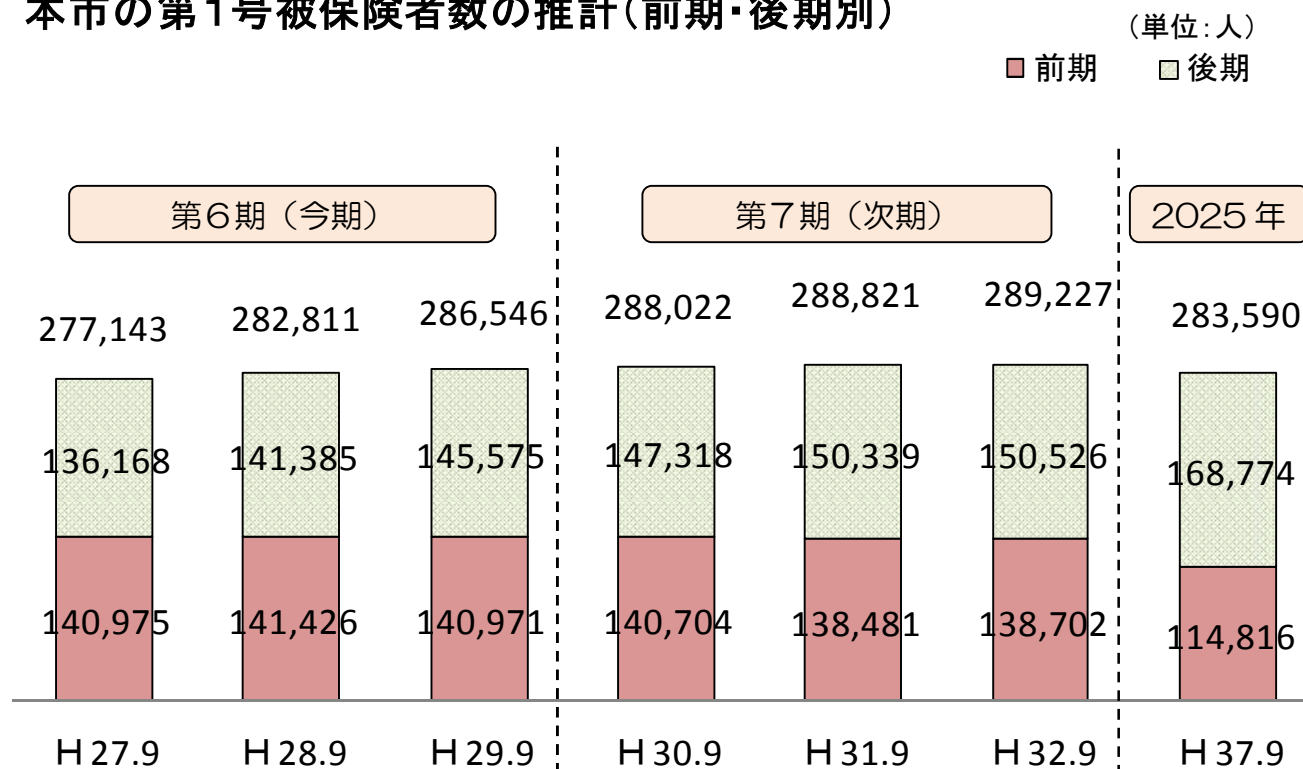
第7期介護保険料の算定にあたり基礎となる「第1号被保険者数」および「要介護認定者数」の今後の見込みは以下のとおりです。

#### ① 第1号被保険者数

第1号被保険者（65歳以上）は今後も増加し、平成32年度（2020年）には約28万9千人と見込まれます。その後、同年をピークに減少していきますが、75歳以上の後期高齢者は、引き続き平成40年（2028年）まで増加し続ける見込みです。

(単位:人)	第6期(今期)			第7期(次期推計)			将来推計
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37 (2025年)
第1号被保険者数	277,143	282,811	286,546	288,022	288,821	289,227	283,590
75歳以上 (割合:%)	136,168 (49.1)	141,385 (49.9)	145,575 (50.8)	147,318 (51.1)	150,339 (52.1)	150,526 (52.0)	168,774 (59.5)
65~74歳 (割合:%)	140,975 (50.9)	141,426 (50.1)	140,971 (49.2)	140,704 (48.9)	138,481 (47.9)	138,702 (48.0)	114,816 (40.5)

### 本市の第1号被保険者数の推計(前期・後期別)



## ② 要介護認定者数

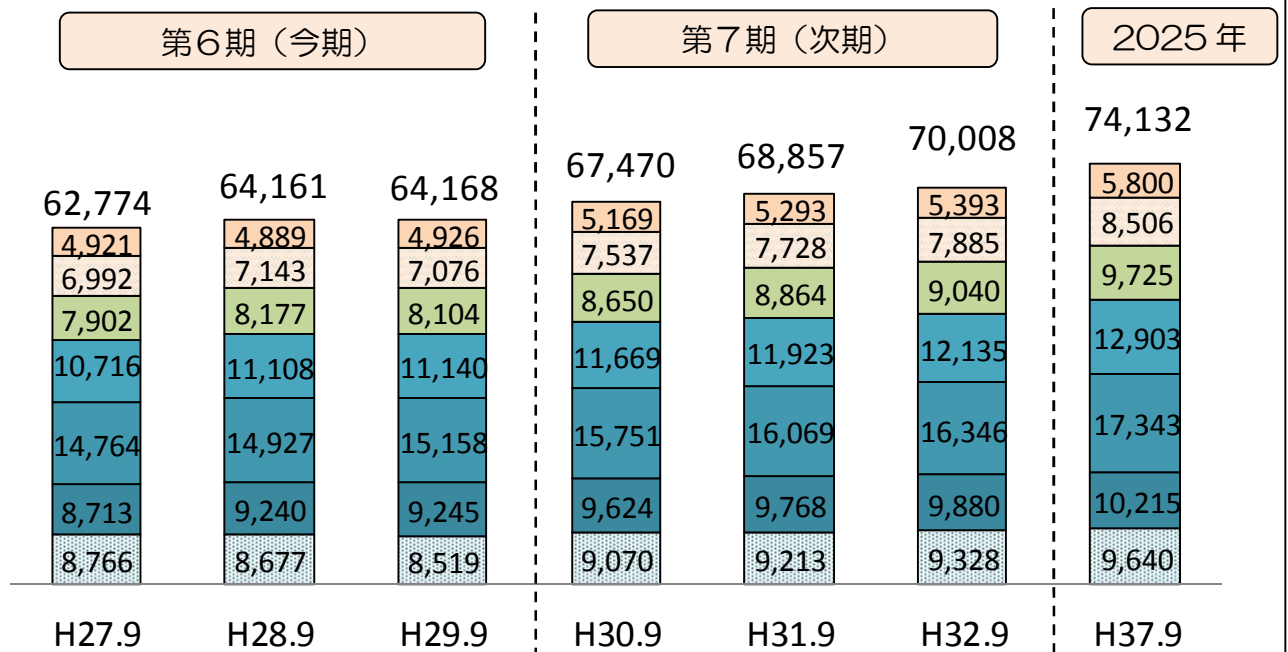
第1号被保険者数がピークを過ぎた後も、後期高齢者の占める割合が増えることなどから、要介護認定者数は増加を続けます。あくまで現状の認定率で推移した場合ですが、平成32年度には約7万人となる見込みです。なお、認定者数のピークは平成46年度（2034年）で、約7万8千人となる見込みです。

(単位:人)	第6期(今期)			第7期(次期推計)			将来推計
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37 (2025年)
要介護認定者数	62,774	64,161	64,168	67,470	68,857	70,008	74,132
要介護5	4,921	4,889	4,926	5,169	5,293	5,393	5,800
要介護4	6,992	7,143	7,076	7,537	7,728	7,885	8,506
要介護3	7,902	8,177	8,104	8,650	8,864	9,040	9,725
要介護2	10,716	11,108	11,140	11,669	11,923	12,135	12,903
要介護1	14,764	14,927	15,158	15,751	16,069	16,346	17,343
要支援2	8,713	9,240	9,245	9,624	9,768	9,880	10,215
要支援1	8,766	8,677	8,519	9,070	9,213	9,328	9,640

### 本市の要介護認定数の推計(要介護度別)

(単位:人)

■ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 要介護1 ■ 要介護2 ■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5



## (2) 「介護サービス利用者数」・「保険給付費・地域支援事業費」の推計

「介護サービス利用者数」「保険給付費・地域支援事業費」については、現在推計作業中ですが、要介護認定者数の増加に伴い、今後も増加することが見込まれます。

## 2. 第7期介護保険料の考え方について

高齢化の進展に伴う介護保険に関する費用の増加により、介護保険料の負担水準の上昇が避けられない中、制度の持続可能性を確保し、より安定的な介護保険制度を運営していくためには、被保険者の負担能力に応じた保険料を賦課することが重要です。

### 【本市の保険料設定における基本的な考え方】

#### ①保険料段階の設定について

本市の第6期保険料段階の設定においては、国の示した標準モデル(9段階)に対し、より負担能力に応じた保険料となるよう、段階を「12段階」とした。

第7期保険料段階の設定にあたっては、第6期の保険料段階を基本としながら、本市の第1号被保険者の所得分布、各段階における負担の増額、今後の国の動向などを考慮し、必要に応じて適切に検討します。

#### ②介護給付準備基金の活用について

○介護保険料の剰余分の積立である介護給付準備基金については、国の基本的な考え方を踏まえ、第7期介護保険料の上昇抑制のために活用します。

○当該基金は、保険料が不足した場合の財源として活用しなければならないことから、充当する金額については、さらなる給付費の増加などへの対応も考慮し、検討します。

#### <参考> 国が示す基本的な考え方

○介護給付準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てることが一つの考え方である。

○各保険者においては、その適正な取り崩しを検討されたい。

### 【介護保険料の大まかな算定方法】

$$\frac{\text{保険給付費・地域支援事業費} \times \text{第1号被保険者の負担割合(23\%)} - \text{介護給付準備基金}}{\text{被保険者数}}$$

## (参考) 第6期介護保険料(平成27~29年度)について

◆国の標準9段階												
保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	本人が市民税非課税									本人が市民税課税		
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 <small>基準額</small>	第6段階	新7段階	第8段階	第9段階			
	0.5(0.45)	0.75	0.75	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.75			
対象 範囲	世帯全員が市民税非課税				世帯の中に 市民税課税者がいる		本人が市民税課税					
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 290万円未満	合計所得金額 290万円以上			
◆本市における保険料段階案												
保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	本人が市民税非課税									本人が市民税課税		
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 <small>基準額</small>	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
	0.5(0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
対象 範囲	世帯全員が市民税非課税				世帯の中に 市民税課税者がいる		本人が市民税課税					
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 160万円未満	合計所得金額 160万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上
第6期保険料 (月額)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 <small>(基準額)</small>	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
	2,850(約2,570)	3,990	約4,280	5,130	5,700	約6,560	6,840	約7,130	8,550	約9,980	11,400	11,970
(年額)	34,200(30,780)	47,880	51,300	61,560	68,400	78,660	82,080	85,500	102,600	119,700	136,800	143,640
	人数割合	26.7%	8.1%	8.2%	13.6%	8.9%	10.3%	7.4%	4.6%	7.4%	1.8%	1.3%

↓

第6期の保険料設定にあたっては、国の標準段階に対し、「負担能力のある所得層」や「所得が変わらないにも関わらず、負担が大幅に増える層」について、多段階化などの措置を行った。  
 第7期においては、第6期の保険料段階を基本としながら「本市の第1号被保険者の所得分布」「各段階における負担の増額」「今後の国の動向」などを考慮し、必要に応じて適切に検討を行う。

# 第7期施設整備計画の方向性(平成30年度～32年度)

## 1 整備目標設定の基本的な考え方

- 「団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していく」という、国の「第7期介護保険事業計画の基本指針(案)」の考え方を踏まえて策定する。
- 既存施設の整備状況、待機者の状況、今後の高齢化の推移、市民ニーズ等を踏まえながら、負担と給付のバランスにも留意し、さらには、在宅サービスや有料老人ホームなどの状況も加味することにより、適切な整備量を設定する。
- これからの人口減少社会を見据え、介護施設の質の維持・向上や持続可能性を考慮したあり方を検討する。

## 2 整備目標設定の対象となる施設等

- (1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)
- (2) 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 介護医療院(H30年度新規創設)
- (5) 介護療養型医療施設
- (6) 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム、ケアハウス)
- (7) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)
- (8) 地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム除く) ※「地域密着型サービスの整備の方針」参照

## 3 整備目標設定に係る状況

### (1) 既存施設の整備状況

- 本市のH29年度末の整備予定数 **計 11,158 床**
  - ・ 特別養護老人ホーム 5,461 床
  - ・ 認知症高齢者グループホーム 2,280 床
  - ・ 介護老人保健施設 2,970 床
  - ・ 介護療養型医療施設 447 床
- 他に、特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム、ケアハウス) 3,082 床を整備済み。

### (2) 待機者の状況(特別養護老人ホーム)

- 計画策定年度に実施している「特別養護老人ホームの入所受入れ等に係る調査」の結果、
  - ・ 待機者数 H26年3月末 3,551人 → H29年3月末 2,220人 ※ 1,331人の大幅な減少

### (3) 高齢化等の状況

- 本市の高齢者人口 H29年約 29万人 → H32年には約 30万人(ピーク) → その後は、人口全体の減少に伴い緩やかに減少傾向  
後期高齢者人口は上昇を続け、H40年に約 17万2千人でピークとなる
- 本市の高齢化率 H29年3月末時点で 29.6% → 今後も上昇傾向
- 本市の要介護 1～5 認定者数 H29年9月推計で **47,573人** → H32年9月推計で **50,800人** ※ 3,227人増加。伸び率は、**約 1.068倍**。

### (4) 市民のニーズ

- H28年度に実施した高齢者等実態調査によると、回答された方の約 25%が、「介護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の施設へ入所したい」と回答している。

### (5) その他、考慮すべき状況

- 住宅型有料老人ホーム H26年7月 3,370床 → H29年7月 4,188床 ※ 818床の増加
- サービス付き高齢者向け住宅 H26年7月 753戸 → H29年7月 1,183戸 ※ 430戸の増加
- 居宅サービス事業所 H26年7月 1,131事業所 → H29年7月 1,195事業所 ※飽和状態となっている。

## 4 サービス毎の整備について

### (1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) ※地域密着型含む

- 待機者数は、H25年度末からH28年度末の3年間で 1,331人減少しているが、市民ニーズや今後の高齢化の状況等を考慮すると、必要最小限の整備は必要。
- 整備方法 …… 新設と増床(既存施設の増床 or サテライト型)での整備とする。  
また、整備に係る公募においては、広域型と地域密着型、新設と増床などを応募者の選択制とすることを検討する。

### (2) 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

- 市民ニーズや今後の認知症高齢者の増加等を考慮すると、必要最小限の整備は必要。
- H29年3月末時点で、定員数に対して約 6%の空床がある。
- 整備方法 …… 新設(1事業所2ユニット(定員 18名))と既存施設の増床を行う。  
また、整備に係る公募においては、新設と増床などを応募者の選択制とすることを検討する。

### (3) 介護老人保健施設 → 新たな整備は行わない

- H27からH29の平均入所率は約 89%であり、第6期計画策定時(約 92%)から減少している。
- 第5期計画において 100床の増床を行い、比較的基盤整備が進んでいる状況である。

### (4) 介護医療院 → 計画による整備は行わず、転換分のみ計画外で随時整備

- 長期療養のための医療と日常生活の世話(介護)を一体的に提供する施設。H30年4月から事業開始。
- 全国的に転換が進んでいない介護療養型医療施設等の転換先の1つであるが、新規参入も可能。
- 施設基準や報酬などの詳細が示されておらず、事業者の参入意向の把握が困難。

### (5) 介護療養型医療施設 → H35年度末までに廃止

- 国の方針により、H24年度以降の新設は認められていないため、**第7期計画での整備は行わない。**

### (6) 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム、ケアハウス) → 新たな整備は行わない

- 介護や日常生活の世話を提供する事業所であり、終の住家としての役割を果たしている。
- 第5期から第6期にかけて、990床分の新設や増床を行い、比較的基盤整備が進んでいる。

### (7) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス) ※介護保険外サービス → 新たな整備は行わない

- H26年度～H28年度の利用率は、養護老人ホームが 93%前後、ケアハウスが 96%前後であり、ともに利用率に大きな変動はない。



# 地域密着型サービス(在宅サービス)の整備の方針(平成30年度～32年度)

## 1 地域密着型サービスとは

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者などが住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設された。日常生活圏域内にサービス提供の拠点を置き、地域での生活を24時間体制で支えるサービスである。

### 【サービスの種類】

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 夜間対応型訪問介護 (3) 認知症対応型通所介護
- (4) 小規模多機能型居宅介護 (5) 看護小規模多機能型居宅介護 (6) 認知症対応型共同生活介護
- (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (8) 地域密着型特定施設入居者生活介護  
(本市では整備を行っていない)

## 2 整備目標設定の対象となる施設等

地域密着型サービスのうち、下記の6つは北九州市高齢者支援計画で整備量(サービス見込み量)を定めている。そのうち、入所・入居系である認知症対応型共同生活介護(グループホーム)と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特養)は「介護保険事業計画(介護保険法)」で整備量を定めている。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 認知症対応型通所介護
- (3) 小規模多機能型居宅介護 (4) 看護小規模多機能型居宅介護
- (5) 認知症対応型共同生活介護 (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 3 整備目標設定に係る状況

### (1) 既存施設の整備状況(H29年度末の整備予定数)

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 9事業所
- ②認知症対応型通所介護 41事業所 (うち、開設予定4)
- ③小規模多機能型居宅介護 51事業所 (うち、開設予定1)
- ④看護小規模多機能型居宅介護 3事業所 (うち、開設予定2)

①～③のサービスについては、整備が進んでいるが、日常生活圏域による若干の偏在がみられる。看護小規模多機能型居宅介護は、市内に1ヶ所だけであり、整備が進んでいない。

### (2) 国の方針

重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症である者の増加などを踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等の普及促進が必要である。

### (3) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムの実現に向け、地域に根ざした在宅生活を支える地域密着型サービスの役割は、重要である。

### (4) 市民のニーズ

平成28年度に実施した高齢者等実態調査によると、回答された方の約40%が、「介護が必要となった場合、ずっと在宅で生活したい」と回答している。

## 4 サービス毎の整備について

### 整備方針

- 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、24時間365日の在宅生活を支えるサービスの充実を図る。
- 看護と介護サービスの一体的な提供により、不足している在宅の医療ニーズの高い要介護者を支援する仕組みの整備を進める。
- 高齢者人口の増加に伴い増加する認知症高齢者に対応するサービスを促進する。



これらのサービスが提供できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備ならびに認知症対応型通所介護の整備を行う。

- 整備方法 : 新設での整備

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- H29年9月末時点で9事業所あるが、門司区にはなく、要介護認定者数が最も多い八幡西区は1事業所である。
- 第6期計画で4事業所が手上げにより開設している。

### (2) 認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)

- H29年3月末時点で、41事業所あるが、若松区、戸畑区になく、要介護認定者数を考慮すると小倉北区は少ない。
- 第6期計画で7事業所(内単独型4事業所)が手上げにより開設している。

### (3) 小規模多機能型居宅介護

- 第6期計画で、すべての日常生活圏域に設置されることとなったが、小倉南区、戸畑区、若松区は他の行政区より少ない。
- 第6期計画で6事業所が手上げにより開設している。

### (4) 看護小規模多機能型居宅介護

- H29年3月末時点で、市内に1ヶ所だけである。(H30年4月に2事業所開設予定)
- 手上げでの開設ができるが、看護師不足等により新規参入はない。